

## 愛媛大学新型コロナウイルス感染症に対するBCP

ステージ	判断基準 <sup>*1</sup>			授業やサークル活動の実施方針	研究活動の実施方針	教職員の業務遂行方針 <sup>*3</sup>	会議実施方針	学習・保育活動の実施方針	学内施設を利用したイベント等実施方針
	自治体等の対応		感染状況						
	学内	学外							
Dレッド (警戒レベル5)	医療施設以外の大学施設で使用停止要請があった場合、又は大学に対する休業要請があった場合	愛媛大学の学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内で複数のクラスターが発生している場合		全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。学生団体・サークル等の課外活動（遠征、合宿等を含む）を禁止する。	研究継続及び危険回避に関する研究活動のみを実施する。	危機対策本部長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。	愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針を参考に、大学のBCPに準じ、休業とする。	全て禁止する。
レッド (警戒レベル4)	緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定されて外出自粛要請があり、多くの箇所に休業要請がある場合	愛媛大学の学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合	愛媛県内で感染源が特定できない新規感染者が多発している場合、又は近隣の大学で感染者クラスターが発生している場合	原則として、全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。学生団体・サークル等の課外活動（遠征、合宿等を含む）を禁止する。	安全環境下に研究を実施する。教職員の学内施設（実験室・セミ室・共同利用施設等）の使用を禁止する。全ての学生の登校を禁止し、学生は自宅にて研究を実施する。	危機対策本部長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。	愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針を参考に、大学のBCPに準じ、原則として休業とする。	全て禁止する。
オレンジ (警戒レベル3)	緊急事態宣言地域に指定されている場合	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合	愛媛県内で1日当たり新規感染者数 <sup>*2</sup> が数人まで推移し、感染拡大の恐れがあると判断される場合	原則として、全ての学生の登校を禁止する。遠隔授業のみ実施する。ただし、危機対策本部長（学長）が認める特例的な授業を除く、学生団体・サークル等の課外活動（遠征、合宿等を含む）を禁止する。	安全環境下に研究を実施する。教職員は、緊急性のある必要不可欠な場合のみ、学内施設が利用できる。学生は、自宅にて研究を実施する。	①教員、研究員等：教育・研究の継続に必要な最小限の人員のみ出勤可とする。 ②①以外の者：業務の優先度を精査して実施することもしくて交代制勤務・テレワーク・時差出勤等を積極的に活用する。	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。ただし、危機対策本部長（学長）が認める特例的な会議を除く。	① 持田地区の児童等、教職員に感染者が出現し、感染拡大の可能性が高い場合、持田地区的附属学校園を休業とする。部活動等課外活動は停止する。 ② 横浜地区の生徒・学生、教職員に感染者が出現し、感染拡大の可能性が高い場合、附属高等学校を休業とする。部活動等課外活動は停止する。 ③ 横浜地区以外の愛媛大学キャンパスに感染者が出現し、感染拡大の可能性が高い場合、横浜地区の生徒・学生、教職員に感染者が出現し、感染拡大の可能性が高い場合、附属高等学校を休業とする。部活動等課外活動は停止する。 ④ 愛媛県内で感染者が特定できない感染者が多数いる場合、原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。 ⑤ また、教職員の家族等同居者に感染者が出現した場合、当該家庭等、教職員の登校園を一定期間停止する。	原則禁止する。
イエロー (警戒レベル2)	何らかの行動制限がある場合	なし	愛媛県内の1日当たり新規感染者数 <sup>*2</sup> が1人程度まで増加傾向が見られない場合	遠隔授業を積極的に実施する。ただし、感染防御対策を徹底しながら対面型授業も実施することができる。感染防御対策を徹底しながら、学生団体・サークル等の課外活動を段階的に実施することができる。ただし、原則として遠征、合宿等は禁止する。	安全環境下に研究を実施する。教職員は必要な研究を実施する。学生は出来る限り自宅にて研究を実施する。ただし、感染防御に十分配慮しつつ学内施設を利用することが出来る。	感染防御に配慮しつつ、業務を精査して実施する。所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。	遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。ただし、感染防御に配慮しつつ対面型会議を実施することができる。	原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。	危機対策本部長が認めた場合は実施することができる。
グリーン (警戒レベル1)	なし	なし	国内の感染拡大がほぼ収束した状態	感染防御に配慮しつつ、平常どおりに授業を実施する（遠隔授業を実施する場合もある）。感染防御に配慮しつつ、学生団体・サークル等の課外活動を実施する。	感染防御に配慮しつつ、平常どおりに研究を実施する。	感染防御に配慮しつつ、平常どおりとする。	遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。ただし、感染防御に配慮しつつ対面型会議を実施することができる。	感染防御に配慮しつつ、平常の教育活動を進める。	感染防御に配慮しつつ、平常どおりとする。
クリア (平常)	なし	なし	終息宣言が出された場合						

\*1 危機対策本部長が許可した場合はこの限りでない。

\*2 ステージが各判断基準で異なる場合は、原則上位のステージ判断とする。

\*3 1日当たり新規感染者数は過去1週間の平均新規患者数。

\*4 医療関係者及び附属学校園の教職員については適用範囲外。

平常どおりとする。